# AEDDITA

してく

れ

るため、

簡単に使用するこ

(自動体外式除細動器)

### ファガス・峰栄館の2カ所に設置



方でも 救命率 置をす 生から ショッ 成16年7 るまでの間に すための医療機器です。 (心室細動) 別に設置されました。桝動器)がファガスと -がると ます。 液を流すポンプ機能を失った状態 クを与  $\bar{\mathrm{D}}$ は格段に上がることから、 Ź そのため、 いわ かが生死を分けることにな 分ごとに救命率が7 用できる からは医療従事者でな 0) れ AEDを使用できれば ァガスと峰栄館の2カAED(自動体外式除 心臓に対して、 心臓がけ 正常なり いかに早く救命処 ようになり を音 心室細動発 声ガイ Fが到着す バズムに戻 h 電気 10 %

#### 心室細動と救命率





行った結果、 なっているのみま 呼吸と脈がなくなりましたが、けた投手が倒れ動かなくなり、 高校野球 11 み電気ショックを流すがし、電気ショックが う事例も 41 るので安心で た A E あり 脈と呼吸を取り戻 を流す仕組みに少りが必要な方ででで</l Dで救命処置を ;球を受 時、

## 普通教命講座の開催予定

場 所 八森保健センター 開催予定日 7月14日(土)

9月8日(土)

11月10日(土)

平成20年2月2日(土)

※3時間の講座です。詳細については 「お知らせ版」に掲載いたします。

●八森保健センター(☎77-4050)

う予定です。 署の救急救命士による救命講座を行ずに利用できるように、町では消防ずに利用できるように、町では消防がに利用できるように、町では消防がでもいざという時、慌て

# 活用してください! 下水道加入の助成制度

下水道に加入するには排水設備の整備などの費用がかかります。町では加入促進のため助成制度を実施しています。制度を利用して、未加入の方はなるべく早めに加入してくださいますようお願いします。また、未整備の地域にお住まいの方はあらかじめ準備等をして、供用開始と同時に加入してくださいますようお願いします。

◆受益者分担金 下水道の整備により、利益を受けられる皆さんに整備費の一部として負担していただく制度が「受益者 分担金制度」です。この分担金は、加入していない方にも納めていただくことになります。

八森地区 1期6,000円×年4期×5年=12万円 峰浜地区 1期9,000円×年4期×5年=18万円

#### ◆下水道加入費用

せらんきが 井 丁 草	排水設備工事費	水洗便器や排水設備の整備にかかる費用は皆さんの負担となります。町では、工事に		
打F小可以用工事		かかる費用の融資あっせんと、その利子を負担しています。※下記の表を参照		
	下水道料金(一般世帯)	八森地区		
		基本使用料 1,365円(10㎡まで)		
		従量使用料 10㎡を超える 1 ㎡につき136円		
一板也市		峰浜地区		
		一 般 世 帯 1 世帯あたり1,680円+世帯人員1人あたり630円		

#### ◆加入促進制度

#### 全地域共通

水洗便所改造資金あっせん事業	工事にかかる資金融資のあっせんを行い、その利子を町が負担します。
	融資あっせん額 70万円以内
	※6月1日から50万円から70万円に増額しました。
	※2箇所以上のトイレ(便槽)を水洗化した場合100万円以内

#### 八森地区

制度名	要件	支 給 額
早期加入助成金	供用開始日から1年以内に加入した場合	20,000円
一州加入助水並	供用開始日から2年以内に加入した場合	10,000円
高齢者加入	下水道加入時に65歳以上の高齢者のみの世帯	
促進助成金	で町民税が非課税の世帯が供用開始の日から3	30,000円
	年以内に加入した場合	
下水道積立預金奨励金	下水道積立預貯金貯金を3年以上継続した方で、 供用開始の日から3年以内に加入し、町税及び 下水道受益者分担金を滞納していない方	積立元金または工事費の少ない方の金額の3%を支給。21,000円(限度額) ※2箇所以上のトイレ(便槽)を水洗化した場合 30,000円(限度額)

#### 峰浜地区

制度名	要件	支 給 額
下水道受益者 分担金全額納付 にかかる助成金	供用開始の日から1年以内に受益者分担金を 全額納付した方	分担金の5%(9,000円)
水洗化等	下水道受益者分担金を全額納付し、供用開始の	工事費の5%以内。限度額35,000円
工事費助成金	日から3年以内に加入した方	※トイレ2箇所の場合、限度額50,000円

5 広報はつぼう 2007.6月号